

2022 年度（令和 4 年度）特定非営利活動法人 藤沢相談支援ネットワーク

さむかわ基幹相談支援センター

相談支援事業実施報告書兼利用実績集計報告書

1 年度総括

2022 年度（令和 4 年度）については、基幹相談支援センターが委託相談支援事業所のバックアップを行うとともに、一義的に直接支援を行ったケースを委託相談支援事業所と連携する機会も増加した。相談支援事業所と特別支援学校や精神科病院との連携強化の取り組みを行い、担当者レベルでの顔の見える関係構築を行った。

自立支援協議会では、児童期における支援ネットワークの構築に向けたワーキンググループを実施し、関係機関からの課題の整理等を行った。

2 相談員人員配置及び資格状況（2023 年（令和 5 年）3 月 31 日現在）

【相談員人員配置】

管理者（相談員との兼務）	有・無
常勤専従	1 名
常勤兼務	1 名（常勤換算 0.5 名）
非常勤	0 名（常勤換算 名）
合計	2 名（常勤換算 1.5 名）

【資格】複数回答可

社会福祉士	1 名
精神保健福祉士	1 名
保健師	0 名
相談支援専門員	2 名（内、主任相談支援専門員 1 名、現任研修修了者 1 名）
その他（介護福祉士）	

3 実施事業

（ア）総合的かつ専門的な相談支援に関する事項

- ① 障害の種別により異なるニーズへの対応に関すること。
- ② 解決困難事例、支援困難事例その他の困難事例への対応に関すること。

【実績】

・サービス提供事業所や医療機関からの相談も増加しており、関係機関の相談先として認知が進んでいる。

・町内のサービス提供事業を利用している町外在住の方のケースに関しても、居住地の相談支援機関と連携を取ることで、相談支援を協働するケースも増加している。

・特に困難ケース対応においては、委託相談と基幹相談の役割分担を行い、複数の相談員で対応することで相談員の抱え込みやケースの停滞防止を行う様務めた。

【相談実績】

相談人数 : 85 人 (障害者: 73 人 障害児: 12 人)
(身体: 7 人 知的: 43 人 精神: 24 人 その他: 11 人)

相談回数 : 1298 回 (述べ相談数)

新規相談経路: 39 人

寒川町福祉課: 9 人 サービス提供事業所: 8 人 相談支援事業所: 7 人
医療機関 : 5 人 家族・知人 : 4 人 本人 : 2 人
保健予防課 : 1 人 特別支援学校 : 1 人 県機関 : 1 人
ケアマネ : 1 人

【課題】

・委託相談・基幹相談共に新規ケースが増加しており、相談員のケースの抱え込み防止や、ケース対応における質の確保が求められている。

・町内に委託相談支援事業所と兼務していない指定特定相談(計画相談)事業所が無いため、委託相談支援事業所及び基幹相談の対応するケースが増加し続けている。

・困難ケースや虐待ケース・措置入院からの退院ケース等、複数機関や遠方機関との連携が必要となるケースについては、福祉課・委託相談・基幹相談が重層的に関わっていく必要がある。

(イ) 相談支援機能強化に関する事項

- ① 地域の相談支援従事者に対する訪問等による専門的な指導及び助言に関すること。
- ② 地域の相談支援従事者等の人材育成に関すること。
- ③ 地域の相談機関等との連携に関すること。
- ④ 計画相談支援の推進に関すること。

【実績】

・基幹相談による委託相談支援事業所の定期訪問は、年間で計 18 回訪問し延べ 53 のケース検討等を実施し、委託相談新事業所の相談員も同行することで、ピア S V を実施した。

・事例検討は 2 回/年の実施となったが、法人を越えた相談員の交流の場でもあり、新しい気づきの発見の機会となった。

・精神科病院の協力を得て、相談支援事業所との勉強会を 2 回/年実施した。医療機関から見える利用者像を理解することで、精神に不安を抱える方に対する支援の方向性を病院と合わせていくことの重要性の理解が進んだ。

・学齢期からの相談支援の提供を目的として、町内の委託相談支援事業所の全相談員が、特別支援学校の見学会及び意見交換会に参加する機会を設けた。

・指定特定相談（計画相談）に関しては、町内に新たな事業所を開設するには至らなかった。

【課題】

・相談支援従事者の人材育成に関しては、定期的な研修会や事例検討などの知識の習得および、各関係者とのチーム支援の意識の向上がより求められている。

・サービス等利用計画に関しては、寒川町として「相談支援をどのように展開していくか」をそれぞれの立場から意見を出し合い、次期寒川町障がい者福祉計画に反映させていく必要がある。

(ウ) 地域移行及び地域定着の促進への取り組みに関する事項

① 障害者支援施設、精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発に関すること。

② 地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネートに関すること。

【実績】

・地域移行に関しては、茅ヶ崎市保健所地域精神保健福祉連絡協議会に参加し、精神障害にも対応した包括ケアシステムの構築推進の確認を行った。2021年度に「退院に向けてのハンドブック」を作成し医療機関に送付したが、2022年度もコロナ禍の影響の為、地域移行を進めることは出来なかった。

・措置入院や医療保護入院からの退院時や、障害者支援施設からの退所に合わせた支援介入依頼が増加している。地域で迎え入れる家族の中にも支援対象者がいることや、単身生活へのトータルコーディネートを要するため、一時的に集中的な支援を展開した。

【課題】

・地域移行を進めていくためには、当事者のニーズと状況に合わせて、施設入所→日中活動サービス支援型→介護サービス包括型→単身生活等、当事者の活用できる社会支援を循環させて行く必要がある。

・すでに長期入院等から地域に生活を移された方に対しても、相談支援の関わりが必須であり、ご本人の状況に合わせて生活全体のケアマネジメントを提供することで、地域資源の循環を促進していくことが求められている。

(エ) 寒川町地域自立支援協議会(寒川町地域自立支援協議会設置要領(平成 22 年 4 月 1 日 施行)に規定する協議会をいう。以下同じ。)の会議の開催及び進行にあたり調整が必要な事項

① 寒川町地域自立支援協議会及びワーキンググループ等(以下「協議会等」という。)に係る運営に関すること。

② 協議会等に係る関係機関との連携強化の推進に関すること。

③ 障害者の差別解消に向けた取組に関すること。

④ 相談支援事業所意見交換会等の運営に関すること。

【実績】

- ・自立支援協議会においては、「児童期の支援ネットワーク構築」を目指し、ワーキンググループを開催した。児童期の支援者が顔を合わせて、それぞれの立場からの連携に関する課題があげられた。
- ・差別解消への取り組みについては、委託相談支援事業所を対象に「聴覚障がいの理解」の研修を実施し、聴覚障がいの方の生活における困難さ等の理解促進につなげた。
- ・寒川町内を走るコミュニティバスの降車時における「声掛け」が、様々な障がいの方への合理的配慮に欠けるとして町に対して改善提案を行い「降車ボタンの設置」へと繋げた。
- ・相談支援に関する課題等については、月に1度開催している「委託相談支援事業所連絡会」にて協議を継続した。

【課題】

- ・自立支援協議会においては、各委員が選出母体からの課題等を検討していく事が出来る会議作りが必要である。
- ・「委託相談支援事業所連絡会」でこの先の寒川町の相談支援体制の形を具体化する事が出来ていない。自立支援協議会と連動して、必要な相談支援を届けられる仕組みと、相談員がケースを抱え込まない体制を構築していく必要がある。次期、障がい福祉計画の策定に合わせて寒川町としての相談支援の在り方を検討していく。

(オ) 障害者の権利擁護及び障害者への虐待の防止に関する事項

- ① 成年後見制度の利用につなげるために必要な相談その他の支援に関する事。
- ② 障害者に対する虐待を防止するための取組に関する事。

【実績】

- ・寒川町権利擁護ネットワーク連絡会に参加し、相談支援における権利擁護の根幹となる意思決定支援について、関係機関と協議してきた。
- ・障害者虐待に関しては、委託相談支援事業所を対象に「寒川町障がい者虐待防止研修」を実施し、町内の障がい者虐待の通報等の状況を知る機会を作った。

【課題】

- ・障害者の重度化・高齢化が進む中で、関係機関と協働して、成年後見制度のさらなる普及啓発が求められている。
- ・相談支援が介入することが障がい者虐待を防ぐ支援の根幹であり、必要な相談支援が提供できる環境をつくる必要がある。

(カ) 地域生活支援拠点等整備に関する事項

- ① 地域生活支援拠点等整備事業におけるコーディネートに関する事。
- ② 困難な事態発生の予防を含めた支援と体制の確保に関する事。

【実績】

- ・2023年3月31日時点で、「寒川町障がい児者緊急支援プラン」作成者は、6名（前年度より5名増加）となった。緊急時に備えて、関係機関を含めて体制を整えている。相談支援事業所やサービス提供事業所に等事業を周知することで、すでに関わりのあるケースを見直し、緊急時の対応を再考するきっかけとしている。
- ・2022年度の緊急時のコーディネート実績は1件であった。
- ・緊急時の受け入れ事業所について、サービス提供事業所等に周知を行った。

【課題】

- ・引き続き、基幹相談の事業所訪問時等に当事業の周知を行い、体制の確保の土台作りとを引き続き継続していく必要がある。

(キ) 前各号に掲げるほか基幹相談事業として必要な事項に関する事項

- ① 障害者相談支援に関する各種情報の収集、集約、発信に関すること。
- ② 啓発等の取組に関すること。
- ③ 福祉人材の育成に関すること。
- ④ 会議集会等への対応に関すること。
- ⑤ 本事業に係る緊急時の相談対応及び報告体制の整備に関すること。

【実績】

- ・障害の理解の普及啓発として、神奈川県社会福祉士会、介護に関する入門的研修等で講師対応を行った。
- ・相談支援従事者初任者研修及び現任研修、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者各研修の講師対応を行った。
- ・町内のサービス提供事業所（2か所）において、発達障害者地域支援マネージャーの協力を得て、発達障害の理解に対する研修を実施した。

【課題】

- ・視覚障がい当事者の方や、行動障がいのある方のご家族から、社会資源（特にヘルパー支援）が不足しているという声があがっている。寒川町内で社会資源を整えていくことと並行して、近隣市の社会資源も利用できるように働きかけを行う必要がある。
- ・民生委員やボランティア団体等し、地域に密着した関係者と相談支援の展開が出来るように連携を強化していく必要がある。

3 2023年度（令和5年度）の主な取り組み

①地域の相談支援体制の強化

寒川町の地域性を活かした障がい者相談支援体制の在り方を、自立支援協議会及び寒川町委託相談支援事業所連絡会にて協議・検討し、個別ニーズへの対応、相談支援体制の強化へと繋げるとともに、インフォーマルを含めた地域のネットワーク強化を目指していく。

②地域生活支援等拠点整備事業の推進

町内の相談支援機関が主体となり、障がい福祉領域に留まらない地域ニーズに応えるため、地域の社会資源との顔の見える関係を構築していく。

③寒川町自立支援協議会の事務局機能

「児童期支援ネットワークワーキンググループ」を継続し、関係機関がそれぞれの役割の理解を深め、気軽に相談し合える風土づくりを推進していく。

④相談支援事業所や各サービス提供事業所等のバックアップ体制の構築

定期的な事業所訪問等によるバックアップを継続し、相談員のケースの抱え込みの防止に努めると共に、定期的な事例検討会を実施することで関係機関の支援力向上を図る。

⑤地域移行・地域定着の推進

精神科病院・保健所・福祉課・相談支援事業所と連携し、関係会議を活用して、地域移行・地域定着を進める。